

労災保険における修理基準の取扱いについて

1 修理基準に定めのない修理の取扱いについて

労災保険法においては、修理基準に定めのない修理については、本省協議の上、基準外支給として取り扱っている。

一方、障害者自立支援法においては、「修理基準の種目欄、名称欄、型式欄又は修理部位欄に定められていないものに係る修理が必要な場合には、他の類似種目の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積り若しくは市場価格に基づく適正な額を決定し、修理に要する費用として支給することができること」と定めており、市町村の判断で支給の可否を決定できる。

2 労災保険における問題点について

修理基準に定めのない修理に要する費用の支給については、障害者自立支援法と取扱いが異なり、事案毎に本省協議が必要なため、決定までに時間を要し、申請者に不利益となる可能性がある。

3 労災保険における基準外支給事例について

平成19年度から平成23年度現在までの修理に係る基準外支給事例は4件で、処理状況については以下のとおりである。

年度	種目	申請日	本省協議日	本省回答日	処理期間
H19年度	ギャッチベッド	H19. 8. 15	H19. 11. 21	H19. 12. 3	約4ヶ月
H20年度	ギャッチベッド	H20. 5. 23	H20. 5. 27	H20. 6. 18	約1ヶ月
H22年度	ギャッチベッド	H22. 9. 3	H22. 9. 22	H22. 10. 20	約1ヶ月半
	介助用リフター	H22. 10. 26	H22. 12. 16	H22. 12. 22	約2ヶ月

4 対応案について

基準外支給として本省協議があったものについて、申請から本省の回答まで時間を要していることから、迅速な処理を可能とするよう、障害者自立支援法の取扱いを参考に、「他の類似種目の修理部位等を参考とし」、又は「原価計算による見積り若しくは市場価格に基づく」適正な額を決定し、労働局において修理費用の支給を決定できるようにする。